

平成27年度第1回  
我孫子市いじめ問題対策連絡協議会

日時 平成27年5月20日（水）  
午後1時30分～午後3時10分  
場所 我孫子市議会第1委員会室

午後1時30分 開会

## 1 開 会

○子ども相談課（増田） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、これより我孫子市いじめ問題対策連絡協議会、初めての会合を始めたいと思います。本日は、傍聴人の希望がありませんでしたので、傍聴人なしで始めたいと思います。

お手元に用意しました次第に沿って進めたいと思います。私、子ども相談課の増田と申します。よろしくお願いいたします。

## 2 会議の公開について

○子ども相談課（増田） お手元の次第の2、「会議の公開について」ですが、この協議会の会議は原則公開となります。ただし、個別の事案に係る案件の協議をされる場合は非公開とすることができます。会議録の作成は、事務局である子ども相談課で作成します。そのため、録音をとらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

発言の際ですが、お手元のマイクのボタンを押し、お名前を申し出た上で発言をお願いしたいと思います。会議録の作成の整理のため、そのようにお願いします。

また、お手元の次第の次に当協議会の傍聴要領を配付させていただいています。今日は、傍聴人はありませんでしたけれども、傍聴の規定をこのように定めさせていただいています。御確認ください。

## 3 我孫子市いじめ問題対策連絡協議会長あいさつ

○子ども相談課（増田） それでは、当連絡協議会の会長であります星野市長から挨拶を行います。

○星野会長 皆さん、こんにちは。市長の星野です。本日は、大変お忙しい中、皆様方には当協議会に御参加いただき、本当にありがとうございます。また、日ごろから様々な形で市政に御理解と御協力をいただいております皆様方でございますが、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

このいじめの問題というのは、どこの学校でも、また、どの子どもたちにも起こるものだと思っております。また、学校だけに限らず、学校の外でも起こるのが実際の、今の風潮となっております。いじめというのは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為だと思っております。したがって、いじめに対する問題については、それぞれの対処についてはもちろんのこと、いじめの行為が起きないこと、起こさせないことが大変重要な問題だと認識しながら、皆様方に御理解、御協力いただきながら、いじめのない社会をつくっていかねばと思っております。

社会全体がいじめの起きない環境づくりをするためにも、未然の防止、そしてまた早期の発見、早期の対応が大切になってくると思っておりますが、学校現場だけではなくて、家庭や地域が連携をとりながら取り組みを進めなければならない重要な課題だと思っております。

特に、子どもの生活の中心となります学校現場においては、いじめの防止のための具体的な方針を示すとともに、家庭や地域が一体となって取り組みを進めていかなければならないと思っております。学校の現場での細かいいじめの状態が、学校の外でもまた呼び出しをして引き続いて起きているという重大な事案は多く聞いております。様々な形で、学校、そして地域、そして家庭の連携を深めていくことの大切さを十分承知している皆様方だとは思いますが、これからもいろいろな形で、子どもたちが満足できる学校生活を送れるように、精いっぱい努力を続けていかねばと思っております。

我孫子市としては、このいじめ問題の対策として、我孫子市と学校と保護者と地域が、それぞれの役割を自覚しながら、主体的かつ相互に連携をして協力体制をとりながら、社会全体で進めるあらゆる手段を講じることによって、市全体で子どもたちの健全育成を図っていき、いじめのない社会をつくっていきたいと思っておりますので、皆様方からの御協力をいただきながら、様々な視点で御意見をちょうだいできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 4 委員紹介

○子ども相談課（増田） 続いて、本日出席の委員の紹介に移りたいと思います。お手元の席次表をお願いします。

それでは、各委員の紹介ですが、自己紹介の形でお願いしたいと思います。

最初に、窓側の松本委員からお願いします。

○松本委員 皆様、こんにちは。民生委員児童委員協議会会長をさせていただいております松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○子ども相談課（増田） ありがとうございます。

続いて、柏人権擁護委員協議会の、委員としては金剛寺会長が委員ですが、本日、蒲田知子様が代理で出席されております。

○蒲田委員代理 人権擁護委員の蒲田でございます。よろしくお願いいたします。柏の人権擁護委員協議会は千葉地方法務局柏支局管内になりまして、柏市、野田市、我孫子市の3市で運営を行っております。その関係で、会長が今、野田市からということになっておりますので、我孫子で副会長をしております私がこの会議には参加させていただくことになっております。よろしくお願いいたします。

○福原委員 千葉県弁護士会の子どもの権利委員会副委員長をやらせていただいております弁護士の福原と申します。よろしくお願いいたします。私、千葉県弁護士会の本庁というか、千葉でやっているほうの子どもの権利委員会の副委員長をやり、もう1つ、千葉県弁護士会の松戸支部というのもあるのですが、そちらの子どもの権利委員会の委員長をやっております。私自身としては布佐南小学校出身でして、また地元でこうやって貢献させていただけるということで、ありがたく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○北原委員 地域の大学としてお手伝いできればと思っております。臨床心理士と臨床発達心理士ですので、こちら側の法律系にお強い方とはまたちょっと違う観点から聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○倉部委員 教育長の倉部と申します。私のほうは、この会議とは別に、教育委員会内部にやはりいじめ防止対策委員会というものを持って、その中でもしっかり対策を練っていきたくと思います。また、この場においてもいろいろな皆さんの御指摘をいただければと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○子ども相談課（増田） 続きまして、教育総務部部長の湯下委員は、本日、所用で欠席になりまして、代理で小島次長が出席されております。

○小島委員代理 今、事務局から紹介がありました、本来であれば教育総務部部長の湯下が出席すべきところですが、本日は代理ということで、私、小島が出席させていただいてお

ります。よろしくお願いいたします。

○子ども相談課（増田） 続きまして、壁側の一番前に移りまして、千葉法務局の支局長の高木委員、お願いします。

○高木委員 千葉地方法務局柏支局の支局長の高木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私どもの機関は法務省の人権擁護局の出先機関といたしまして、人権擁護の問題について、業務として取り扱っているところでございます。人権擁護委員の蒲田様、先ほど御挨拶いただきましたが、人権擁護委員の方と協働しながら取り扱っているというところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○前田委員 皆さん、こんにちは。我孫子警察署長の前田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○瀬理委員 我孫子医師会の瀬理でございます。児童の残体というか、目立たないけがとかそういうのを、小児科、内科の診察を通じてできるだけ早く通報するといいたいまいしょうか、保護ということも医師会内でもよく皆さんで話し合っておりますので、その点からも、これからも力を合わせてやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○青木委員 副市長の青木です。よろしくお願いいたします。

○長塚委員 健康福祉部長の長塚です。うちの方では人権擁護を主な仕事としておりますので、今回、委員として参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○磯辺委員 皆さん、こんにちは。子ども部長の磯辺と申します。よろしくお願いいたします。所管の部長ということになりますので、しっかり務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○子ども相談課（増田） 続いて、事務局を紹介します。皆さん、向かって右側、窓側のほうから、教育委員会、榊原指導課長です。

○指導課（榊原） 榊原です。よろしくお願いいたします。

○子ども相談課（増田） 同じく大島指導課長補佐兼少年センター長です。

○指導課（大島） 大島です。よろしくお願いいたします。

○子ども相談課（増田） 同じく指導課の矢作指導主事です。

○指導課（矢作） 矢作と申します。よろしくお願いいたします。

○子ども相談課（増田） そして、共同事務局の子ども相談課の三澤主幹です。

○子ども相談課（三澤） 三澤です。よろしくお願いいたします。

○子ども相談課（増田） それから、宮路主任です。

○子ども相談課（宮路） 宮路です。よろしくお願いします。

○子ども相談課（増田） そして、私、増田です。よろしくお願いします。途中までの進行を務めさせていただきます。

## 5 副会長の指名について

○子ども相談課（増田） 続きまして、次第の5に移りたいと思います。「副会長の指名について」になります。本日は初めてのいじめの会議になりますので、我孫子市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱第4条第2項に基づいて、会長である市長から副会長2名を指名させていただきます。お手元の要綱については、ファイルのほうの、グレーというか、白というか、見出しのところの19ページになります。この4条に「会長及び副会長」というのがありまして、市長から副会長を指名するということになります。

それでは、市長、指名をお願いしたいのですが。

○星野会長 通常であれば、どういう方法にしましょうかというのが恒例かと思いますが、この要綱については、市長から指名という形でとらせていただきます。御理解と御協力を賜ればと思っています。

副会長につきましては、行政側から青木章副市長、そして民間側から川村学園女子大学の北原委員の2名に副会長をお願いしたいと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。皆様方には御了解いただければと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声、拍手）

○星野会長 ありがとうございます。では、2名が副会長ということで御了解をいただきました。

では、それぞれ2名、一言ずつ御挨拶を頂戴できればと思います。

○北原委員 結婚式のスピーチみたいですね。御指名でございますので、心理のほうの視点からできるだけお手伝いできればと思います。よろしくお願いします。

○青木委員 会長を補佐しまして、円滑なる会議の運営に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○星野会長 では、これから、お2人の方には、私が万が一出席できない場合がありますら、お2人のどちらかにお任せすることもあろうかと思っています。なるべくそうならないように対応したいと思います。この協議会については、具体的には年に1回程度、定期的

に開催する方向でございますが、万が一重大事件が発生したときは、随時、臨時で協議をさせていただきます。それについては、私か副市長のどちらかは絶対に都合がつけられるように何とでも努力をさせていただきますが、万が一2人とも出られない場合には、皆様方には御理解をいただければなと思っております。

それでは、副市長ですが、申しわけございません、今日は別に公務が入っておりますので、ここで失礼させていただきます。よろしく願いいたします。

(青木委員退席)

○子ども相談課（増田） 続きまして次第の6になりますけれども、議題に入る前に本日の資料の確認をさせていただきます。事務局、お願いします。

○子ども相談課（三澤） では、本日の資料について説明させていただきます。

まず、先ほど御説明がありましたこちらのファイルになりますが、我孫子市いじめ問題対策連絡協議会というもので配付させていただいています。こちらのほうには、市の条例・要綱、いじめ防止対策推進法、千葉県条例をつづってありますので、今後またこの会議を開催する際には、こちらの資料をお持ちいただければ済むような形で整えさせていただきました。

それと、皆さんのお手元に、これ以外に、既に確認されていると思うのですが、次第、それから座席表、そして委員さんの名簿、この後、議事に入ったときに使わせていただきます、いじめについてのアンケート、右側の一番上に資料1と書いてあるものです。こちらはホチキスどめにさせていただいて、資料1が3枚、資料2、その裏側に資料3という形でとじさせていただいています。それと、『人権の擁護』の平成26年度版ということで、資料4という形で準備させていただいています。

もう1つ、本日、当日資料という形で、千葉県教育委員会が出していらっしゃいます「保護者の皆様」へという資料、『いじめのない安全・安心な教育環境をつくるために』というものを準備させていただいておりますが、皆さん、お手元にありますか。その中に『我孫子市いじめ防止対策推進条例が施行』というものが入っておりますので、ない方がいらっしゃったら教えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

皆さんの机の上に黄色いリボンを置かせていただきました。こちらはいじめのシンボルカラーとなります。虐待はオレンジになるのですが、いじめはイエローになります。もしよろしければお付けください。

以上です。

○子ども相談課（増田） 資料の確認が今事務局からありましたけれども、不足などありませんでしょうか。

ないようでしたら、次に進めさせていただきます。

ここからは議長として市長にバトンタッチをさせていただきます。議題のほうになります。それでは、議長、よろしくお願いします。

## 6 議 題

### （1）我孫子市いじめ問題対策連絡協議会の概要について

○星野会長 では、まず1点目、「我孫子市いじめ問題対策連絡協議会の概要について」を議題といたします。概要について事務局から説明をお願いします。

○子ども相談課（増田） 私、増田から説明させていただきます。

前段として、国のほうですけれども、平成23年（西暦2015年）の10月、滋賀県の大津市で、男子生徒、当時13歳、確か中学2年生だったか、自宅マンションから飛び降りて自殺という全国的にも大きな事件が契機となりまして、国において、いじめの問題に対して、学校だけではなくて関係機関や地域の力を積極的に得ながら取り組んでいこうということを趣旨にしまして、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されました。

この推進法については、ファイルの資料の緑色の見出しのところに推進法がつづってありますけれども、その9ページの下のほうに、いじめ防止対策推進法第14条に、いじめ問題対策連絡協議会について規定がされています。地方公共団体は、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるというふうにありますけれども、我孫子市では、いじめの問題について、学校現場だけではなく地域ぐるみで取り組んでいくことが重要と考えまして、市の基本方針の制定とあわせ、この連絡協議会を設置させていただきました。

そして、この連絡協議会の一番重要なところの「役割」ですけれども、ファイルの資料、グレーの見出しのところになります、資料の条例・要綱につづってあります6ページになるので、我孫子市いじめ防止対策推進条例が平成26年12月の議会において制定されました。その第19条に規定してありまして、1つ目として、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進、2つ目として、いじめの防止等に関する施策、措置等の検証、3つ目が、市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議、4つ目に、市立の小中学校で重大事態が発生した場合における事実の確認及び審査、この4つがこの

連絡協議会の役割ということになります。市の推進条例のほうでこのように規定しております。

1つ目は、いじめに係る各機関、団体の事業内容などを皆様方に共有していただき、行政と地域と各団体が有機的なネットワークのもとに連携を図っていこうということです。

2つ目、3つ目は、いじめ防止等のために行う施策や財政上の措置、それから人的体制の整備等の措置、通報や相談体制の整備、保護者等を対象にした啓発、相談窓口の設置だったり広報啓発活動について、どのように取り組んでいけば本当のいじめの防止に寄与していくことができるかという御意見をいただきたいと考えております。

そして、我孫子市独自の、先ほど申し上げました4点目ですが、市内の小中学校でいじめの重大事態が発生した場合、まずは教育委員会に置かれる附属機関、いじめ防止対策委員会のほうでいろいろ調査されるわけですけれども、この連絡協議会でも当該事案の事実確認と審査を行って、さらなる防止対策につなげていこうという役割があります。

以上が連絡協議会についての役割ということで説明させていただきましたが、同じファイル資料、グレーの見出しの、今度は19ページをお開きいただきたいと思います。こちらは、この連絡協議会の設置要綱になっております。

設置要綱については、まず、第1条に、今申し上げました国のいじめ防止対策推進法、それから市の条例に基づいて、この連絡協議会を置きますよということです。

第2条ですが、委員14人以内で組織しまして、市長が委嘱または任命します。

そして、第3条が委員の任期になります。任期は2年になります。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間として、また再任されることもできるということです。

第4条には、先ほど副会長の指名を行っていただきましたけれども、会長のほかに副会長を2人置くということです。

第5条ですけれども、委員は、会議について代理者の出席ができることを定めております。また、あらかじめ関係者の出席を求めて、関係資料の提出あるいは説明を聞くことができるということです。先ほど会長から話がありましたけれども、開催の回数は、定例では年1回を予定していきますけれども、重大事態が発生した場合、急遽臨時に招集していこうということになります。定例とは大体、今年と同じように5月の開催を考えています。

第6条には、委員の中に、審査の対象となる事案の関係者、あるいは人的関係または特別の利害関係を有する委員がいる場合は、当該審査にその委員を参加させないことができる規定を設けております。

第7条には、秘密の保持です。この連絡協議会の協議の中で、個人のプライバシー等、いろいろ知り得ることもあると思います。その場合は秘密の保持をお願いしたいということです。

第8条は事務局になります。

飛ばしまして第9条ですけれども、この連絡協議会の運営に関して必要な事項は協議会に諮って定めるということになります。

以上が連絡協議会の概要になります。

申し遅れましたけれども、先ほど、委員14人で組織するということですが、関係者として地方法務局、警察、児童相談所、医師会、民生委員児童委員協議会、人権擁護委員協議会の代表、弁護士さん、児童心理の学識経験者と、行政のほうから市長部局と教育委員会からのメンバー構成になっております。本日、児童相談所の委員ですが、どうしても都合がつかないということで、ちょっと遅れましたけれども、ここで欠席の旨をお知らせいたします。

以上、長くなりましたが、議題1の連絡協議会の説明となります。

○星野会長 ただいまの事務局の説明に対して皆様方から御質問等がございましたら、どうぞ。

できれば、この協議会は年1回開催するだけで、緊急の招集がなければ一番いいことなのですが、万が一のときには緊急で招集をさせていただくこともありますので、その節には御協力いただければと思っております。また、緊急の場合というと、通常は、まさか皆さん方の身内に加害者あるいは被害者が出ないことをお祈りしますが、もし万が一被害者側あるいは加害者側に皆様方の例えば御親族がかかわる場合には、その方は招集をしない形で進めさせていただこうと思っております。その点についてはよろしいでしょうか。

ましてや、そういう個別案件、個人名が出てくる場合には非公開とさせていただきながら、後で公開するときには議事録で、個人名を伏せて、わからないような形での公開は工夫をさせていただくということをとらせていただこうかと思っております。

## (2) 関係法令等の説明について

ア いじめ防止対策推進法

イ 千葉県いじめ防止対策推進条例

ウ 我孫子市いじめ防止対策推進条例

## エ 我孫子市いじめ防止基本方針

○星野会長 では、続いて議題の2点目に入ります。関係法令等について、次第のア～エの、推進法、千葉県の条例、我孫子市の推進条例、市の基本方針について、一括して事務局から説明をお願いします。

○指導課（矢作） 説明は矢作がさせていただきます。全部で4つということで、大変時間がかかってしまいますので、全ての説明というよりも、いじめの推進法については概要説明、それから、それを参酌してつくられていた県、市の条例、基本方針については、その関連ということで説明をさせていただきます。

それでは初めに、いじめ防止対策推進法、国の推進法について概要を説明いたします。ページでいくと、推進法の7ページ。1ページは、1から行くと概要になってしまいますので、法の条文のほうから説明したいと思いますので、7ページをお願いします。

ここでは、「目的」が、全部を読むとあれなので、概要ということで、いじめ防止等の基本方針を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにすること、防止等の基本的な方針を策定すること、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするとしています。

それから、いじめの定義ですが「「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と、はっきりと定められました。この定義については、以下、県、市の条例にも同様に載っております。

8ページをお願いします。「基本理念」として3点。学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨としている。それから、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨としている。それから、児童等を取り巻く環境、関係者が連携していじめの問題を克服することを目指しているという基本理念が載っております。

それから、第4条、「児童等は、いじめを行ってはならない」と、はっきりと定められました。

それから、それぞれの責務を明らかにするという基本の方針がありまして、中でも、「学校の設置者の責務」として、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ず

る。「学校及び学校の教職員の責務」として、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。それから、一番下になります「保護者の責務等」。児童等がいじめを行うことがないよう、規範意識を養うための指導を行うよう努めるようにすると、保護者の責務もここに定められています。加えて、保護者の責務として、いじめから児童等を保護する。9ページに移っています。申しわけありません。いじめ防止等の措置に対して協力するよう努めるとしております。このように、それぞれの責務が明記されています。

9ページの一番下には、先ほど子ども相談課のほうからもありましたが、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるという法律になっておりますが、我孫子市では設置してあります。

10ページをお願いします。教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもとに、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるとしてあります。実際には、我孫子市ではいじめ防止対策委員会という組織が設置されております。

それから、「学校におけるいじめの防止」ということで施策が書かれております。児童等の豊かな情操と道徳心を養い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。それから、児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとするとしてあります。

それから、「いじめ早期発見のための措置」ということで、児童等に対する定期的な調査を行う、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整える、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する等、いじめ早期発見のための措置が定められております。

11ページに移りまして、上のほうの2です。学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修、資質向上に必要な措置を計画的に行わなければならないとしてあります。

また、「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」として、インターネットを通じて行われるいじめを防止すること。その監視をする関係機関または関係団体の取り組みを国や地方公共団体は支援するというように、インターネットを通じて行われるいじめに対しての対策がここに定められています。

12ページをお願いします。「いじめに対する措置」です。いじめが起きたときの措置として、いじめの事実があると思われるときは、その在籍する学校への通報を行うものとする。学校は、事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を学校の設置者に報告するものとする。学校は、いじめをやめさせ、並びにその再発を防止しなければならない。4番目に、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講ずる。5番目、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう必要な措置を講ずる。6番目、犯罪行為として取り扱われるようないじめと認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するというように定められております。

13ページをお願いします。13ページには、重大事態への対処について書かれております。重大事態というのは、その下に第五章の一、二とあります。「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」、「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」、これを重大事態としています。重大事態が発生した場合、学校の設置者またはその設置する学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとするとしています。

大変雑駁ではありますが、推進法についての概要は以上になります。

これを受けて、それを参酌して制定された千葉県の条例は、黄色のインデックス見出しの中の1ページに当たります。そこに概要があります。県の条例は、国と大きく異なっているものが定められているわけではなく、参酌して制定されております。

市や学校が直接関係しているところを抜粋しますと、5ページ、第十二条になります。「学校いじめ防止基本方針」、第十二条。国の防止基本方針、県いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとするとしています。実際に我孫子市内小中学校19校の学校いじめ防止基本方針は策定され、公表されております。

6ページをお願いします。第十五条で、県が行っている施策の中に、人材確保及び資質の向上として、一、研修の充実を通じた学校の教職員の資質の向上、二、生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置、三、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの確保、適切かつ十分な配置としておりまして、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等が活用できるような仕組みになっております。

県の条例については、直接市や学校が関連するところのみを説明させていただきました。

それでは、市のほうの条例、基本方針について説明させていただきます。こちらも国、県の条例と大きく異なって定められているものではありません。文言をわかりやすく表現したり、より具体的にしたものであります。

特に、先ほどの、国で組織を設置することができるとしたところで、5ページの条例のほうには、「我孫子市いじめ問題対策連絡協議会」、第19条で、この協議会を置くとなりました。それから、6ページ、第20条、「我孫子市いじめ防止対策委員会」。教育委員会に組織を「置くことができる」としているものに対して、ここに「置く」と定めています。そこが我孫子市の市の条例と国、県との関連になります。

最後に、いじめ防止基本方針に移らせていただきます。11ページになります。ここには、基本理念として、いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為であるということ、つまり、いじめの行為が起きないこと、起こさせないことが重要で、それには社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める必要があるということをもとに基本理念としてうたっております。もちろん、いじめが起きたときには早期対応、その対応を確実に行わなければいけないのはもちろんですが、基本理念としては、「未然防止」「早期発見」「早期対応」というところに重点を置いています。

その具体的なものが、11ページ、「市が実施する施策」として第2章の1に書いております。特に、12ページの「(3) いじめ未然防止のための取組の推進」「(4) いじめの早期発見のための取組の推進」として、市が行うことをそこに挙げております。

それから、特に「未然防止」「早期発見」というところに重点を置いているところを説明させていただきます。14ページをお願いします。ここには、学校におけるいじめの防止等に関する措置として、「いじめの未然防止」ということで具体的に挙げております。これは、そのままこの基本方針が学校で活用できるように、具体的に、どの場面でどのような措置を行うかということを書いております。

それから、15ページ、②に「いじめの早期発見」として、日常生活を観察し、子どもが発する小さなサインを見逃さないようにする。アンケート調査、教育相談、Q-U検査をいじめの実態把握の側面から活用するという一方で、早期発見の手だてを書いております。

基本方針は、このように、いじめの未然防止、起こさせない風土づくり、早期発見について、重点につくられたものであります。

16ページをお願いします。先ほどの国のほうの、重大事態への対処ということで、重大事態の具体的な内容が、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されるとしています。それから、相当の期間学校を欠席するということが書かれておりましたが、その目安としては、国の基本方針に年間30日という欠席日数を目安としています。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況、個々のケースを十分把握する必要があるとしています。

重大事態が発生した場合の調査ですが、その調査の主体については、重大事態が発生した場合は、その事案の調査主体は教育委員会としています。

17ページになりますが、教育委員会が調査を行います。そこでの事実関係の情報を保護者等に提供するとしています。ただ、市長に報告をした上で、さらに調査が必要な場合は、再調査委員会を設け、そこでの調査を行うことになっております。再調査委員会の設置要綱がございます。それに基づいて調査委員会が設けられて、再調査を行うということになっております。

以上、大変雑駁ではありますが、4つの法から条例、基本方針の説明をさせていただきました。

○星野会長 ただいま説明がありました。これについて皆さん方からの御質問があれば、どうぞ。——よろしいですか。

### (3) 我孫子市のいじめに関する現状について

ア いじめアンケートについて

イ いじめの事例

ウ いじめの未然防止に向けた取組

○星野会長 では、続いて3点目になります。「我孫子市のいじめに関する現状について」、事務局の教育委員会指導課から、次第のア～ウについて、3点、説明をお願いします。

○指導課（大島） お願いします。指導課の大島です。

まず、市内の小中学校においては、先ほど矢作から説明がありましたように、各学校ごとに学校いじめ防止基本方針を策定しております。この方針の中で、いじめの未然防止の

ための具体的な取り組み、いじめの早期発見のための措置、いじめを発見したときの対応の仕方、そういったものを組織的に行っています。そのいろいろたくさんある取り組みの中の1つとして、いじめの実態を把握するために、いじめのアンケート調査を毎年6月と11月の年2回、全生徒対象に行っています。そちらが資料1のいじめのアンケートになります。

この資料1は、小学校の高学年、中学校用のアンケート項目になります。このいじめのアンケートをとる目的としては、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握して、いじめが起きにくくなるような取り組みを意図的、計画的に行って、その取り組みの成果を評価し、改善するために行っているものです。もちろん、このアンケートで全てのいじめの事案がここに載ってくるというふうには捉えておりません。方法の1つと考えております。また、アンケートは無記名で行っております。

具体的に申しますと、資料1、まずこのアンケートですが、「あなたは、今、いじめられていますか」という質問から始まりまして、「どれくらい続いていますか」「どんないじめですか」「誰にいじめられていますか」「誰に相談しましたか」というような内容になります。また、逆に「あなたは今、誰かをいじめていますか」というような質問もございます。

裏面に行きまして、あなたがいじめているとしたら、いじめたわけは何ですか、問11では、あなたの周りに今、いじめられている子はいますか、問12、そのときあなたはどのようにしていますか、このような質問項目になっております。また、最後に、何か伝えたいことがあったらということで、こういう設定をしております。

このアンケートの結果につきましては、年2回ありますが、小中学校全ての結果は指導課に報告が上がってきております。

次のページは、今年度は6月で、これから実施になりますので、資料として、今年の第2回、11月に行いましたアンケート結果になります。

まず小学校のほうですが、問1「あなたは今、いじめられていますか」という問いに対して、「はい」と答えた児童が195名ということになります。小学校は、市内は13校になりますので、単純に平均すると1校当たり15人ぐらいの者がそういった訴えをしております。

以下のグラフに関しては、特に回答が多かったものとしては、どれくらい続いているのかは、1～3日。どんないじめ、「嫌なことを言われた」「クラスの友達にいじめられた」

と答えている者が多い。

問5では、誰かに相談したか。問6、誰に相談したか。最も多いのは親、次に先生というような結果になっております。

また、次のページになりますが、「誰かをいじめていますか」という問いに対しても、39名の者が「はい」と。では、どんないじめか。もっとも多いのが「嫌なことを言う」。誰をいじているのですか。「クラスの友だち」。その理由は、「相手が嫌がることをするから」。この辺が大きくなっております。

それから、「いじめられている子がいますか」という問いに対しては、307名。そのときあなたはどのようにしていますか。「やめるように言っている」が148、「先生に伝えている」が64、このような結果が出ております。

また、次のページは中学校になります。中学校のほうは、問1の「いじめられていますか」に対して、「はい」と答えたのが39名。中学校は市内で6校になりますので、1校あたり6件強というような結果になります。

以下、小学校と同じような質問項目なのですが、小学校と中学校で比べてみますと、ちょっと大きく差があるなというのは、特に問4「誰にいじめられたのですか」というのに対して、小学校の場合は「クラスの友だち」というのが一番多いのですが、中学校では、「クラスの友だち」が最も多いのですが、「学年の友だち」といったところがふえてきております。これは、中学校になると部活動等の関係で、あるいは交友関係も広がりますので、クラスだけでなく、ほかのクラス、学年との付き合いも深くなるのかなと思います。

問6「誰に相談しましたか」というところでは、小学生では、親が最も多いのに対して、中学校では、親も多いですが、先生というところもかなり多くなっております。

また、裏面に行きまして、問11で「今いじめられている子がいますか」というところに対して、「あなたはどのようにしていますか」、「やめるように言っている」が16、「先生に伝えている」、その辺は小学校に比べて割合が多くなっているかなということになります。

以上、いじめのアンケートの結果になりますが、それぞれ出てきたいじめについては、当然、その後、各学校も解消に向けて取り組みます。そして、その取り組みによって解消されたものがほとんどです。ですが、解消といっても、そのときだけに終わってしまうのではなく、事後の様子を見守ったり、また、いじめられた本人が不安を感じていたりするケースも多いですので、その後の経過観察を学校職員は怠らずに指導していております。

次に、いじめの事例ということで、資料2をごらんください。こちらは、このアンケートで出てきたものや、それ以外、学校が把握したもので報告された事例を、ほんの一部ですけれども、まとめたものになります。

小学校のほうでいえば、からかいですとか無視といったもの、これは、ある意味、昔からもあるのかもしれませんが、ちょっとした、特に悪気がないのだけれどもやってしまったことで相手を傷つけてしまったというようなこともあります。

中学校のほうになりますと、最近のいろいろな問題でもあるネット関係に誹謗中傷を書き込んだり、あるいはLINEを使って悪口を流したりというようなものが中学校ではふえてきております。

以上が事例になります。

最後に「いじめの未然防止に向けて」というところですが、具体的には先ほど矢作が説明しました基本方針の中にも詳しく書かれておりますが、特にここでは1. で、これは平成25年度、千葉県の調査結果なのですが、いじめをどうやって発見するかという調査がありまして、学校の職員が発見するのが68%、学校職員以外の情報により発見が32%。この中には本人あるいは保護者からの訴え、あるいは周りの友達からの訴えというようなものがあると思うのですが、特に職員が68%、やはりここを、我々としては、職員がもっと敏感になり、気づく、そういうアンテナをしっかりと立てて、そういう感性を磨いていくような支援を教育委員会としてもしていきたいと考えております。

「2. 教職員一人一人に求められること」ということで、3行目ですが、「いじめを未然に防止するためには、日常的に学級集団の中でいじめの問題に触れるなど、全ての子どもに対して継続的な働きかけが必要であるし、いじめの早期発見には定期的な調査や、ささいな兆候にもアンテナを高く保つことが必要である。いじめかなと思われる情報があれば、一人の先生が抱え込まずに、学校に置かれた組織へ伝えて、組織的に対応することが求められている」。

特に教職員が注意しているところとして、その下のア、「児童生徒の出すサインの場面と視点」ということで、そこに書かれているような場面で、いじめを見抜く、そういった目を養っていく。イとしては、とにかく情報源はたくさんあります。市独自で今行っているQ-U検査や、あるいは授業でも道徳の授業、そういったものでも、様々な方法がありますので、それらをうまく活用しながら対応をとっていきたいと考えております。

「3. その他」として、そこにあるように、人権教育を初め、こうした活動も積極的に

行ってまいりたいと思います。

最後に、別添の資料で用意させていただきましたが、千葉県の方から来ています「保護者の皆様へ」というパンフレット、それから、市教委の方で作成しました、市の条例をつくった際の「保護者・地域の皆様へ」というリーフレットを用意させていただきました。県のほうの、大きいほうの裏面の最後のところに「いじめの相談と通報は？」というところもあります。このように、様々な、市だけでなく県、国、いろいろな相談機関、通報機関というものも、定期的に子ども、あるいは保護者に知らせて、何か困ったときに、あるいは先生にちょっと相談しづらいとか、そういうときでも、いろいろな立場からアドバイスができるんだよということを子どもたちのほうには伝えております。

以上、まとめませんが、報告させていただきます。

○星野会長 ありがとうございます。

今の説明ですが、御質問あるいは不明な点がございましたら発言をどうぞ。

○蒲田委員代理 今回の説明の中で、6月と11月にアンケートを実施していますというお話がありましたが、いつごろから年に2回アンケートをとっていらっしゃるのかなということをお聞きしたいと思いました。また、選定の時期、6月と11月が恐らく一番効果的だろうということとされていると思いますし、クラスができつつあるころと落ちついたころということなのかとは思いますが、アンケートの選定の時期をどう選ばれたのかも教えていただきたいと思います。

○指導課（大島） お答えします。年に2回行っているのは、5年ほど前から実施していると思います。それと、6月、11月という時期については、学校の先生の意見も取り入れて、6月というのは新年度明けて少し落ちついたとき、そして11月というのは夏休みを終えて2学期が始まってちょっとしたときということで、適切な時期ではないかなということで行っております。

○星野会長 よろしいですか。

○蒲田委員代理 はい。

○星野会長 ほかにありますか。

○福原委員 福原の方からちょっとお聞きしますが、このアンケート自体は無記名ということのようですが、このアンケート自体で個別案件の解決に役立つとか、そういったことは事例としてあるのでしょうか。

○指導課（大島） お答えします。このアンケートで出てきた場合に、その後のいろいろ

な対処というのはあるのですが、一番は、ちょうどこのアンケートをとる時期に、教員と子ども同士での教育相談という相談期間をとっております。そういった中で、教師のほうは、気になる子どもについては、声かけをしてちょっと様子を聞いてみたり、また、特にこのアンケートの中で大きなものが出てきたような場合には、これとはまた別に、今度は記名式のアンケートを実施したりということも今までの中にはあります。

○星野会長 よろしいですか、福原さん。

○福原委員 はい、大丈夫です。

○北原委員 続けて教えてください。5年とっているということなので、経年変化、5年間で増えている、減っている等の変化があるかどうかを教えていただきたいのと、あと、ネットの話がかなり条例などでうるさく言われているようですが、このアンケートには全然入っていませんけれども、何か別な形で取り組まれていらっしゃるのか。最後に、児童さん本人に、いろいろな場所の相談先があるというようなことを、例えばこのアンケートの中にも書いてあるとか、してはいないので、そういういろいろなことが伝わっているのは本人もちゃんと確認しているとか、わかっていますよというようなことは調べているのか。この3点を教えてください。

○指導課（大島） お答えします。まず1点目の、アンケートの推移に関しては、5年間の経過はこちらのほうで調べてはありますが、認知率に関しては年々下がってきているという現状がございます。また、6月と11月を比べますと、圧倒的に6月のほうが多いのですね。6月にアンケートが出て、いじめも実際にあったりして、それを解決する。そうすると、また今度、11月になってくると、また別な件で、あるいは引きずってというような件も出ますが、その数というのはがくんと少くはなりません。

次に、2つ目の、ネットに対する対応ですが、これは今、小学校、中学校を限らず喫緊の課題でございまして、今、学校のほうでは、情報モラル教育を教育課程の中に位置づけて実施しています。ネットを使うときの注意点だとか、あるいはプライバシー的なことは絶対に載せないとか、そういった具体的なことを小学生の発達段階あるいは中学生の発達段階に応じて学校でも指導しています。また、外部から講師の先生を呼んで研修会、講演会を行っている学校もございます。そのような取り組みを今続けています。

3つ目の御質問であります、いろいろな相談機関の周知ということに関しては、いろいろこちらとしては流すだけでやはり終わっているところはございます。では、どれだけのものが一体周知しているのかということところはちょっとつかみ切れていないのですが、今後、

そういったことも、いじめのアンケート等の項目の中に入れながら対応を考えていきたいと考えています。

以上です。

○星野会長 よろしいでしょうか。

そのほかにございますか。

このアンケートを見てもらってもわかるように、事例ですね。昔からよくあったような、ちょっと消しゴムを隠しちゃうだとか鉛筆を隠しちゃうという程度でも、今回のいじめの定義からすると、いじめられていると感じればいじめだという状況ですけれども、早期に対応することによって引きずらないケースもあるのですが、状況を私自身も学校で聞いてみると、まずそうだなと。

特に先生が心配なのはネットの件なのですが、中学生ぐらいになると、誰々が一番人気があるというアンケートが出始めるのですね。その次に、必ずといっていいほど真逆のアンケートが出始めるのですね。誰がかわいいなんて始まると、大体次はその真逆の投票行動が出始めますので、そういうのも含めて、今、学校現場ではチェックをしながら、その段階でそういうアンケートは潰すような。でないと、誰が一番かわいいというアンケートが出れば、当然次はその真逆のアンケートが出始めますので。学校で一番かわいい子のアンケートあるいは一番格好いい子のアンケートなんていうと、大体1カ月、2カ月するとその逆が始まりますので。

どういうわけか学校裏サイトというのも結構あちこちの学校でもはやっているようで、いろいろなことを子どもたちがやっているようですので、現場のほうでは少しチェックをしている状況です。ひどくなる前に、早目に対応していく必要があるなどは思っています。

ほかはよろしいですか。

○蒲田委員代理 若干感想的になってしまうのですが、実は、私たち人権擁護委員としまして、小学校3年生、4年生対象で、いじめ防止の人権教室をさせていただいてまして、今まで11月にしていたのですが、6月のほうが効果があるのかなと悩みながら、実は今回、6月4日、5日でさせていただくことになりまして、私たちも、どういう形が啓発活動としては適しているのか、どの時期がいいのかというのを悩みながらではあるのですが、今のアンケートの結果をお聞きして少し安心したところです。本当に私たちは社会教育のほうからの人権教室ではありますが、少しでも効果があるようにと思っていますので、これからも連携してさせていただきたいと思いました。

○星野会長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

#### (4) いじめ問題対策に対する主な機関・団体の取組について

○星野会長 では、次に4点目、いじめ問題に対する主な機関でございます法務局、また警察、そして弁護士会から対策等の取組みについて報告をいただければと思います。質問や御意見については、お三方の報告の後にさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず初めに、法務局、高木委員さんからお願いします。

○高木委員 法務局の高木でございます。法務省の取組みにつきまして報告をいたします。

お手元に資料4ということで御用意させていただきました。『人権の擁護』という、これは啓発活動で使用している小冊子の一部を抜粋したものでございます。いじめに関する部分についてを抜粋したものでございます。最初に資料4と書かれているのが表紙でして、その後めくっていただきますと「主な人権課題」というのがありまして、ここに、①女性、②子どもというのが載っているわけです。②の子どもの人権問題ということで、その中にいじめというのが、次のページをめくっていただきますと、下のほうに数字が出ています、6ページのところからいじめに関する問題を取り上げているところでございます。

この資料もごらんいただきながら聞いていただければと思いますが、法務省では、子どもの人権問題を含めて様々な人権課題について相談、調査、救済、そして啓発活動を人権擁護委員さんとともに取り組んでいるところでございます。

いじめの問題に対する取組み内容としては、まず1つ目には、「子どもの人権SOSミニレター」事業というのを行っています。取組みの内容について説明しているのは8ページ、下の数字で8と書かれているところ、「法務省の取組」と書いてございます。この中にまとめて書いてございますが、真ん中辺に「子どもの人権SOSミニレター」というのが出ているかと思います。そういう事業をやっているところでございます。

これは、具体的には、いじめや虐待などの被害は、事柄の性質上、周囲の人が気づきにくいところで起きているわけですけれども、そこで、法務省の人権擁護機関では、全国の小中学校の協力をいただいて、平成18年度から、児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」ということで、便箋つきの封筒を配布して、このレターを通じて、教師や保護者

にも相談できない子どもの悩み事を的確に把握して、学校や関係機関とも連携を図りながら様々な人権問題の解決に当たっているというような状況でございます。このミニレターを人権擁護機関に出していただいて、そこでいただいた御意見や相談事に対して、回答などの解決を図っているというような状況でございます。

資料の9ページを見ていただきますと、右側のほうになりますが、取り組み結果についてということで一覧の説明の資料がございます。これは平成25年度における取り組み結果でございます。全国でございますが、相談件数が約2万件あったということで、学年別の相談件数、相談の内容、そのうちいじめが34%強あったという状況がこの中に書かれているところでございます。これがまず1つの取り組みでございます。

次に、全国50カ所の法務局あるいは地方法務局があるわけですが、そこにフリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」というような電話を設置しています。その電話を人権擁護委員あるいは法務局職員が受けて、子どもさんからの相談に直接応じているというような取り組みでございます。

そして、現在は、この電話相談だけではなくて、インターネットでも人権相談を受け付けておりまして、インターネットの場合には、後日、メールや電話あるいは面談によって相談にお答えしているというような状況でございます。

これらのミニレターとか専用電話などを介しまして相談業務を行うことによって、いじめ、あるいは体罰などに関する相談への回答、あるいはその中には人権侵犯事件という形で立件した上で調査・救済に当たるというようなことも取り扱っている状況でございます。

そのほか、人権意識の普及・高揚・啓発活動ということで、主に小学生を対象に、いじめなどについて考えてもらう人権教室、人権講演、先ほど蒲田委員さんからもお話がございましたが、そういった取り組みを行っております。さらに、いじめに限ったことではないのですが、作文を書くことを通じて人権について中学生に考えてもらうというような趣旨で全国中学生人権作文コンテスト、それから、千葉県内の取り組みではありますが、子どもの人権ポスター原画コンテストというのを実施しております。これらにつきましては、小中学校及び教育委員会さんの協力を得て毎年実施しているところでございます。

人権教室という取り組みは、子どもたちに相手への思いやりの心あるいは命の尊さなどを体得していただくということを目的に、人権擁護委員さんが学校に出向いて行って、いろいろな人権に関するお話をするなどして、そういった取り組みを行っている。人権作文につきましては、中学生に人権尊重の重要性あるいは必要性について理解を深めていただ

くとともに、豊かな人権感覚を身につけていただくということを目的に行っているというような状況でございます。

これらが、現在、法務省の人権機関として取り扱っているところでございます。

人権擁護委員さんは全国に1万4,000人が各市区町村に配置されておりまして、法務大臣から委嘱をされているところでございますが、それと、先ほど申し上げました全国50カ所の法務局、さらに支局が264カ所あるのですが、そういったところで、各地方のいろいろな機関の皆さんと協力しながら取り組みをさらに行っていくというような状況でございます。

以上でございます。

○星野会長 次に、警察の前田委員から。

○前田委員 我孫子署の前田です。

それでは、まず、警察の基本スタンス。今日は初回なので、まず、いじめ問題に関する警察の基本的なスタンスから申し上げます。教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつ、犯罪行為がある場合には、被害少年等の意向を踏まえ、必要な対応をとり、特に被害少年の生命、身体の安全が脅かされている重大事案がある場合には、捜査、補導等の措置を積極的に講ずる。これを一応、警察の基本的なスタンスとしております。

警察の取り組みですが、まず、警察としては、特に県条例だとか市の条例が制定されたからといって新たな体制を構築するということではなくて、従来の枠組みの中で積極的に対応していこうというものであります。今日は3つ挙げます。

まず1つ目が、相談及び情報収集体制の充実です。これについては、署における警察相談、あとは警察本部のほうの少年センターや少年相談専用電話、「ヤング・テレホン」というやつですね、この相談窓口の充実及び周知を図り、学校等との緊密な連携により、いじめの早期発見を図る。

2つ目、スクールサポーター等の派遣。これは、学校の求めに応じ、いじめに関する専門的知識を有するスクールサポーターや補導専門員、正確には確か少年補導専門員と呼んでいたと思います、積極的に派遣してまいります。

3つ目、啓発活動。学校等と連携した非行防止教室、あとネット安全教室等を通じて、いじめ防止に向けた広報啓発活動を推進し、いじめを許さない社会機運を醸成する。

以上であります。

○星野会長 続いて、弁護士会の福原先生から。

○福原委員 弁護士会で行っている活動等について御紹介させていただきます。

まず、千葉県弁護士会において、少年問題法律相談という名前で、広く、いじめに限った話ではなくて、虐待であるとか、子どもの非行の相談であるとか、子どもに関することなら何でもというジャンルにはなるのですが、一応、第1回目の法律相談は無料だということを受けております。実態としては、いじめの問題はそこまで多くはない状況と聞いております。非行等についての相談が一番多くて、いじめについても、時折、親からの相談が多いと聞いております。何件か子ども自身が電話をかけてきたというケースもあるやに聞いております。

そのほかの活動としては、いじめ予防授業というのを昨年度から行っております。この予防授業というのは、法教育の一環ということで行っているものなのですが、もともとは第二東京弁護士会だったか、東京で始まったものだと聞いております。内容としては、いじめで実際に起こった事例、御存じかわかりませんが、確かお葬式ごっこをやられて最終的に自殺してしまった少年の事例をもとにお話をしたりとか、そういったものを内容としている授業になります。

昨年度は、2014年度になりますか、小学校1校、中学校2校、高校1校という形でやっております。東京とちょっと違うふうになっているのが、やはり弁護士にできる話というのもあるだろうというところもそうなのですが、先ほど北原先生のお話からもあったとおり、児童心理について弁護士は何も知らないだろうということで、千葉県独自の活動として、授業をやる弁護士に、臨床心理士の先生から授業のやり方とかを勉強しながらやっているという状況です。

ただ、どうしてもマンパワーの関係で、要請が来ても断ってしまうという状況がある中で、現状、松戸地区では、まだ要請が来ていないというのもあるのですが、マンパワーの関係でまだ実施していない状況ですが、松戸地区だけやらないわけにもいかないだろうということで、今後導入は検討しているところです。

どうしても、昨今、子どもの権利委員会で扱わなければいけない問題がすごく広がってきていまして、最近では、少年法改正だとか、非行の話であるとか、そういったものもあって、いじめの問題に人数をどこまで割けるかというところではあるのですが、いじめ予防授業等については、今後積極的に。実施した学校からはおおむね良好な反応をいただいていると聞いておりますので、松戸地区——松戸地区というと東葛地区と言ったほうがい

いのかかもしれませんが、我孫子市を含む東葛地区においても、今後、要請があれば行っていきたいと思いますという話をしているところです。

そのほかのものとしては、法教育一般という形にはなってしまうのですが、ジュニアロースクールといって、模擬裁判といったものを、夏休みを利用して、小学生はちょっとわからないかもしれないのですが、中学生、高校生を中心に、実際の裁判ってどんなものかというのを経験してもらって、そういう中で、いじめに限らずですが、人権感覚というか、そういったものを身につけられるように、我々としても助力できたらということで活動しております。

以上です。

○星野会長 ただいまお三方から御報告がありました。このお三方の報告についての御質問あるいはわからなかった点、確認したい点がありましたら発言をお願いします。——よろしいですか。

では、今のお三方以外の関係する方々で何か御報告したいことがありましたら、お願いします。

#### (5) 意見交換

○星野会長 では、そのほかになければ、5点目の「意見交換」に入らせていただきます。

今回が第1回目の会議になります。それぞれ皆様方から何か、少しテーマがぼやけてでも構いませんので、御発言があれば頂戴したいと思いますのですが、どうでしょうか。——ありませんか。

私のほうから、いじめと直接関係ないのですが、ちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。最近、市内でも、医療機関や職員のほうにもあるのですが、見ていると、その人が加害者にもかかわらず、加害者側から直接110番に電話してしまうと、来てしまう警察官は、電話した方が被害者だと思って対応するのですが、実はよく調べてみると加害者であったというケースが時々あるのです。自分が病院で暴れているにもかかわらず、暴れば当然、ドクターでも、周りにいた患者さんでも怒鳴りますよね、ふざけるなど。そうすると、脅迫をされたといって110番に電話する。来た警察官は、当然、その人が電話してくるから被害者かと思っていると、周りの人も含めて聞いてみると、実は加害者だった。だったら、怒るより先に警察に電話しちゃったほうがいいのかというケースが。

当然それは市役所の職員の中にもあるのですが、いろいろな市民の方々がいて、怒鳴り散らしたり、暴れたりしているにもかかわらず、その暴れている方が先に警察に電話をする。職員にこういうひどい対応を受けたとって電話をするのです。当然、電話を受けた警察官は、それを信じて職員を調べてみると真逆だったという。

そういうケースというのは、学校の中でそういう感じがあるのでしょうかね。本当は、いじめていた側が、被害者かのように学校の先生なり親御さんに言っている、同じようなケースがあるのかななんて思いながら、そういう医療機関や職員のケースも見ながら、ちょっと感じたことがあったのですけれども。よく調査してみると逆転していたと。

○福原委員 今のお話で、私の実体験みたいな話になるのですが、いじめに関して気をつけるべきだとすれば、多分、親ではないかなと思うのです。いじめていた側の加害者に対して学校が対応したときに、今度は親が出てきて、うちの子が根も葉もなく疑われた、これは人権侵害だというような話があると思うのです。

私が受けた相談というのは、これは1つ問題ではあるとは思いますが、いじめていたことに関して、2時間くらい教室に閉じ込めて話を聞いたという事例で、閉じ込めるのはよくないのではないかなとは思いますが、ではいじめの問題についてはどっちの問題なのかというと、いじめていた側だと。ただ、親はヒートアップしているというような事例はあるのだろうとは思いますが、いじめに関しては、多少難しいのは、親がかかわってくるというのはいろいろあるのかなとは感じてはおります。

○星野会長 学校現場からは。

○指導課（大島） いじめに関しては、本当に一方的な加害者あるいは被害者だけで終わるケースというのは少ないなという感じがします。現実には、本当に、自分もやり、またやられということがあります。その中で、例えば口げんかから始まって、お互いにののしるようになった、でもそれが時にエスカレートして行って、歯止めがきかなくなってきて、そして、勝者、敗者じゃないですけども、そのように分かれてしまったときに、これは完全にいじめということで、当然、被害者のほうは訴えてくるわけですが、加害者側のほうも、自分も言われたということで、なかなか聞く耳を持たないとか、そういったケースもありますので、その辺は非常に難しいところではあるのですが、やはり子どもたちの心の耕しというものがすごく必要なのかなという気がしています。

○星野会長 先ほどの警察のケースもそうですが、あと学校への、一番最初に申告した方が被害者で、訴えられた側が加害者かと思っていると、どうもよく聞いてみるとそうでは

ないケースというのは、子どもの社会だけではなくて、一般の大人の社会にもあり得るなというのを、ちょっと最近、いろいろなところのケースを見て、そういうケースが感じられるときがあるので、その点は少し対応においても慎重にしないと。最初からそれをうのみにすると判断を間違えそうだなということがあったので。

かといって、最近では、生活保護のケースもそうなのですが、精神疾患を患っていて実際に治療中という方のケースが、非常にどこのケースも対応が厳しくて。学校現場でも、先ほど言った保護者も、精神疾患の治療中というケースになると非常に困難なケースになってしまうという状況もありますので、必要によっては精神科の先生のアドバイスというのにも必要になるのかなというケースも。普通のケースではなくて、またさらに複雑に絡み合うケースは存在しそうな感じで、学校現場でそれがなければいいなと思うのですが、実際はありますものね。結構厳しいなど。先ほどの、親御さんが絡んだケースで、その親御さんが精神疾患の治療中というケースはもっと複雑に、困難になってまいりますね。

少し話がずれましたが、そういうケースを伺いながら、これからは子どもたちだけでも何とか守れないかなということで、御協力をお願いできればと思っています。

それでは、「意見交換」を終わらせていただいて、そのほか、事務局のほうから何かあれば。

## 7 その他

○子ども相談課（増田） それでは、事務局のほうから連絡事項をお伝えします。

今後の連絡協議会の開催ですが、先ほども申しあげましたように、この連絡協議会は、いじめによる重大事態が発生したときは緊急的に臨時で開催することとしますので、その際には、参集について御協力いただければと思います。

それから、この連絡協議会の主目的であります関係機関・団体の連携を深めるための、いろいろ参考となる情報や御意見があれば、いつでも結構ですので、事務局宛てに提案なり御意見をいただければと思います。

もう1つ、本日の会議録ですけれども、大体1月後くらいにある程度まとめたものを各委員に御確認いただきまして、修正があれば直した後に、市役所の行政情報資料室、それからホームページで公開させていただきますので、その際にはひとつまたよろしく御協力をお願いします。

最後になりましたけれども、このファイルですが、今日、お持ち帰りいただき、ほかにもいろいろな資料等をつづっていただければと思います。委員の変更等がありましたら、新しい委員の方に引き継いで使っていただきたいと思います。

事務局のほうからは以上です。

○星野会長 それでは、これをもちまして、第1回目になりましたが、我孫子市いじめ問題対策連絡協議会を閉会とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

午後3時10分 閉会